

録音図書サービスの問題点

松本 圭以子*, 松縄 正登**

Problems of the service for talking books

Keiko MATSUMOTO, Masato MATSUNAWA

抄録

わが国で視覚障害者等向けの録音図書の製作が始まったのは、1958（昭和33）年であり、いまから50年以上も前のことである。1970（昭和45）年には、利便性に優れたカセットテープに録音されたテープ図書が提供された。その後、20世紀末には、音声デジータ図書やマルチメディアデジータ図書が相次いで開発された。録音図書の製作機器、再生機器に関しては格段の進歩が遂げられたが、社会的な制度面、法制面等に関してはさほど進展していない。このような中で、2010（平成22）年1月1日に施行された改正著作権法（平成21年法律53号）では、著作権法37条の規定の改正による障害者の情報利用について、著作権者に対する権利制限規定の拡大が図られた。しかしながら、依然として録音図書の提供者側である図書館やサービスを受ける側である視覚障害者等の抱える問題は大きい。本稿は、録音図書の抱える問題点を、社会制度的、法制度的等の観点から考察するものである。

Abstract

The production of talking books for the visually impaired began at the time in 1958 in Japan. It is more than 50 years ago. The tape books with the recorded sound in convenient cassette tapes were served in 1970. Sound DAISY book and Multimedia DAISY book were developed in succession at the end of 20th Century. The production apparatus and the playback apparatus of the talking books progressed markedly. However the social system and the law legal system do not progress so much. The expansion of the provision of right restriction for the copyright holder by the prescribed revision of Copyright Act Article 37, Law 53,2009 (enforced from January 1, 2010) has been planned about the information use of the handicapped person. In the background of a series of revisions, the recording medium or the recording apparatus of talking books progressed according to the technical development. And the convenience of talking books improved with it, and a use object person spread. Furthermore, there are problems concerning both the library as the provider of the recording book and the visually impaired who receive the service from the library. The problem should still exist in system-like immaturity characteristics of them and the deficiency of the legal system. This study is intended to consider problems that these talking books hold from a social system-like or legal viewpoint in an association.

* 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士後期課程3年
Doctoral Program

Graduate School of Library, Information and Media Studies,
University of Tsukuba

** 筑波大学図書館情報メディア研究科

Graduate School of Library, Information and Media Studies,
University of Tsukuba

1. はじめに

障害者の情報利用について、2010（平成22）年1月1日に施行された「著作権法の一部を改正する法律」（平成21年法律53号）（以下単に「2009年改正法」という。）により、著作権法37条（以下単に「37条」という。）が改正され、権利者に無許諾で行える範囲の拡大が行われた。これにより、37条は1970（昭和45）年5月6日に施行された新著作権法以来、大きく分けて2000（平成12）年5月の法改正（平成12年法律56号、以下単に「2000年改正法」という。）、2006（平成18）年12月の第2回の法改正（平成18年法律121号、以下単に「2006年改正法」という。）に続く3回目の大きな法改正となる。

録音図書の権利制限に関する規定である37条のあいつぐ法改正の背景には、録音図書を取り巻く社会的、技術的な環境等の時代的变化がある。

今後、2009年法改正による新たな録音図書サービスの検証と、さらなる課題についての研究が活発化するものと思われる。

ところで、これまでに行われてきた録音図書についての先行研究としては、Lindholm Janの「DAISYデジタル録音図書システム（特集 視覚障害者用デジタル録音システム DAISYの開発）」（参考文献 [3]）や井倉法久、力宗幸男の「Flash マルチメディア録音図書作成システム」（参考文献 [4]）といった録音図書の媒体やシステムに関する研究、坂田美沙都、森田信一の「デジタル録音図書による読書困難者支援の現状」（参考文献 [7]）や水内豊和、小林真、森田信一の「マルチメディアDAISYを用いたLD児の学習支援—文章理解に困難のある中学生の事例検討—」（参考文献 [16]）といった録音図書を利用した障害者の変化に関する研究、松井進の「発達障害者や学習障害者にも資料を届ける？活字による読書の困難な人たちへの新たな図書館サービスの可能性について（特集：みんなに本を一読書に障害のある子どもたちへ）」（参考文献 [15]）や梅田ひろみの「著作権法改正を活かして、今こそみんなの図書館に」（参考文献 [5]）といった録音図書サービス全般に関する研究は存在するものの、視覚障害者のための録音図書サービスの制度的、法的問題点を論究した先行研究は知られていない。

本研究では、視覚障害者のためのサービスのなかで特に録音図書サービスが抱える問題点について、社会制度的、法制度的等の観点から考究する。

2. 録音図書の沿革

2.1 経緯

いわゆる視覚障害者には、先天盲や中途失明者のほか弱視者（低視力者）などが含まれる。2008（平成20）年の厚生労働省の調査によると、全国で視覚障害者は31万人、視覚障害児は4千9百人といわれている [注1]。これらの障害者は、一般の人々に比べ、視覚の不自由さのため、生活面をはじめさまざまなハンディを負っている。したがって、これらの障害者に学習や読書の機会を一般の人々と等しく保証することは、「知る権利」（憲法21条・13条）の観点からして重要なことである。

障害者サービスの根拠法としては、身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律283号、昭和25年4月1日施行）、図書館法（昭和25年4月30日法律118号、昭和25年7月1日施行）、学校図書館法（昭和28年8月8日法律185号、昭和29年4月1日施行）、国立国会図書館法（昭和23年2月9日法律5号、同日施行）などがある。

視覚障害者に対するサービスには、視覚障害者の前での図書等の読み聞かせ（対面朗読）や、点字図書の提供などがあり、視覚障害者の知識の取得や学習などに効果をあげてきた。これらは今でも行われている有用な視覚障害者サービスである。

録音図書サービスは上記したように、対面朗読を原点とするものであるが、対面朗読の効率化を図るため、1934（昭和9）年に、米国議会図書館によりトーキング・ブック・マシンが開発された。それを機に視覚障害者に再生機とレコードを貸し出すようになったのが録音図書サービスのはじまりだといわれている。しかし、当時はレコードの時代であり、誰でも容易に録音ができるという状況ではなかったため、世界的に普及するには至らなかった。

視覚障害者向けの図書として、録音物が幅広く用いられるようになったのは、磁気テープが量産され、磁気テープへの録音が可能になってからのことである。

1958（昭和33）年9月に、日本点字図書館 [注2] は、「文藝春秋」を、オープンリール式の7インチテープによる1巻、2時間の録音図書 [注3]（以下、テープによる録音図書を「テープ図書」という。）として編集し発行を行った。これがわが国におけるテープ図書の第1号である。

それから約10年後の1970（昭和45）年4月に、都立日比谷図書館が録音（音訳）サービスを開始し、1975（昭和50）年に国立国会図書館が学術文献録音（音訳）サー

ビスを開始することになって、視覚障害者の読書の主流が、点字からテープへと移った。

1980年代に入ると、カセットテープが急速に普及し、カセットテープに録音したテープ図書が提供された。運び易さや取り扱いの利便性もあり、録音図書の利用者が増加した。なお、このころから、「録音」ということばも、障害者向けに図書を録音する場合には、「音訳」と呼ばれるようになった。

その後、カセット・テープレコーダーやカセットテープの価格が大幅に下がり、首都圏や近畿圏の公共図書館により次々と音訳サービスが開始され、音訳ボランティアのグループの活動も各地で活発化した。ただし、この録音図書サービスの利用対象者は視覚障害者に限定されていた。

1982(昭和57)年に記録媒体としてCD(Compact disk)が開発されたが、録音図書に使用されるようになったのは、1999(平成10)年頃のことである。

これら録音テープとCDは現在においても、録音図書の主流として活用されている。

2.2 マルチメディアデージー

もうひとつの録音図書の流れとして、マルチメディアデージー(MULTIMEDIA DAISY)をあげることができる。1980年代になってパソコンが普及しはじめると、パソコンを視覚障害者用の録音図書のツールとして積極的に活用することについて議論が交わされるようになった。1986(昭和61)年に東京で開催された国際図書館連盟(IFLA)の専門家会合で、視覚障害者のためのデジタル録音図書の国際標準化について議論が交わされた。その結果を受けて1990(平成2)年に、スウェーデンのラビリンテン社でデージー(DAISY, Digital Accessible Information systemの略)の開発が検討された。

1993(平成5)年に、スウェーデンの国立録音点字図書館(TPB)が同社に開発費を提供し、パソコンで録音と再生が可能な録音図書としての音声デージー図書の試作が始められた。

一方、わが国においても、同年1993(平成5)年に、厚生省がシナノケンシ社(本社長野県上田市)に録音図書再生機の製作を依頼した。

このように、初期のデージー開発は、わが国とスウェーデンにおいて互いに協力しながら推進された。1995(平成7)年4月に、カナダのトロントで開かれた国際図書館連盟(IFLA)のデジタル録音図書の標準化をめぐる国際会議でシナノケンシ社のプレクストーク再生機が紹介された。

これによって、デージーは単なる規格から、現実に利用者が利用できる媒体へと、その一步が踏み出された。

1995(平成7)年7月から12月にかけて、スウェーデン、イギリスとわが国の3か国で協議を重ね、①シナノケンシ社はデージーの技術仕様にあわせたプレイヤーの開発を行なうこと、②デージーは国際的な共通資産として開発を進めていき、どこのメーカーでも参入できるように技術仕様は公開すること、の2つの方針が確認された。

1996(平成8)年5月に、アナログ録音図書からデジタル録音図書への世界的な移行において指導的な役割を果たすことを目的として、デージーコンソーシアム(Daisy Consortium)[注4]が、わが国、スウェーデン、イギリス、スイス、オランダ及びスペインの6か国で結成された。

翌1997(平成9)年5月に、スウェーデンのシグツナで、デージーコンソーシアムの「次世代の録音図書のフォーマットに関する国際会議」[注5]が開催され、そこで、デージーをインターネットのマルチメディアに対応する第二世代に進化させることが決定された。これが、後にマルチメディアデージー[注6]と呼ばれる国際標準規格となる。

1997(平成9)年8月には、発足時には参加を拒否していた米国がデージーコンソーシアムに加入した。

そして、1998(平成10)年4月に、シナノケンシ社から、デージー再生専用プレイヤー(プレクストーク「TK300」)が市販された。それ以前は、スウェーデンで開発されたパソコン用の再生ソフトで聞く方法しかなかったが、それにより、一般のユーザーがデージーコンテンツを簡単な操作で聞ける環境が整うことになった。

それに合わせて、名古屋ライトハウスが長時間のCD-ROMに収めたデージー録音図書の貸出しをはじめ、また、京都のボランティアのグループ「ロバの会」が高島屋通信販売カタログのデージー化を始めた。

製作者側の支援として、デージー録音・編集ソフト「Sigtuna DAR」が(財)日本障害者リハビリテーション協会から無償で点字図書館や音訳ボランティアグループに提供されるようになり、全国視覚障害者情報提供施設協議会と提携したデージーの製作講習会が各地で開催されるなど活況を呈するようになった。

一方、厚生省(現厚生労働省)は、1998(平成10)年から2001(平成13)年にかけて、厚生省補正予算事業により、下記の事業を実施した。

① 全国約100ヶ所の視覚障害者情報提供施設へ2度のデージー製作システムの貸与と一連の製作講習会、

- ② 全国約100ヶ所の視覚障害者情報提供施設に対して、2580タイトルのデージー録音図書と601タイトルのデジタル法令集の配布、
- ③ 各都道府県に対してデージー再生用機器（総計約8000台）の貸与。

ここで貸与された再生機は、各地の点字図書館等を通して、視覚障害者個人に貸し出された。

この事業によって、デージーコンテンツの供給体制とそれを利用する体制が整い、点字図書館界で、デージーコンテンツが広まることになった。

21世紀に入ると、デージーの進歩と普及はさらに進み、2001（平成13）年1月、デージー仕様2.02の公式仕様が発表された。この仕様が、いわゆるマルチメディアデージーと言われる規格である。これによって、録音図書は、音声と見出しだけでなく、さらにフルテキストがシンクロしたものとなった。

そして2002（平成14）年3月には、DAISY3およびANSI/NISO Z39.86 2002規格が公式にリリースされた。この規格は、デージーコンソーシアムとNational Library Service for the Blind（アメリカ議会図書館の一機関）、そして北アメリカのさまざまな機関によって共同開発されたものである。また、「テキストデージー図書」[注7]も製作されるようになった。

2008（平成20）年現在、デージーコンソーシアムは、正準会員あわせて約59ヶ国で構成されるに至っている。

また、現在、シナノケンシ社より、PLEXTALK（登録商標）ブランドで、録再器PLEXTALK Pocket <プレクストーク ポケット> PTP1をはじめ、図書製作支援機器PLEXTALK <プレクストーク> デジタル録音機 DR-1、パソコン上で動作可能な録音図書視聴用DAISY図書再生用アプリケーション「ネットプレクストーク」などが提供されている（実売価格は2万円から10万円程度）。また、株式会社サン・データセンター（本社神奈川県横須賀市）から、日本点字図書館と共同開発されたパソコン上で動作する朗読録音図書作成ソフトRecdia（1ライセンス6,300円）、デージー図書作成ソフトRecdiaPlus（1ライセンス10,290円）が発売されている。また、録音図書に限らず、技術の進展により、テキストの音声読み上げソフトが活用できるようになった（株式会社スカイフィッシュ製JukeDoX：1万8千9百円ほか）。株式会社アメディアから視覚障害者向けに携帯リーダー（CR-1000）が発売されているが、価格は19万7千円であり、障害者等が購入するには高価であり、困難である。

3. 録音図書サービスの現状

3.1 図書館等

3.1.1 公共図書館等

1958（昭和33）年9月にわが国ではじめて日本点字図書館で磁気テープによる録音図書の製作が開始されて以来、現在、全国の点字図書館と公共図書館等において、無償のボランティアが中心となり、録音図書の製作が行われている。

録音図書は、点字・公共図書館をあわせて、1年間に全国で1万点程製作されている。そのうち、約3割が公共図書館、約7割が点字図書館であり、公共図書館の割合が徐々に増えてきている。この1万点（実際のタイトル数は数千タイトル）は、図書の年間出版点数に比べてあまりに少ない（実数で1割以下）。点字図書館の製作数の増加が見込めない現状では、今後ますます公共図書館の資料製作が重視されていくものと思われる。2009年改正法により、公共図書館をはじめ国立国会図書館や養護老人ホーム等においても、著作権者に無許諾で録音図書の製作が可能となった。

本改正により、著作権法上の問題は解決したものの、依然として録音図書の製作について問題がある。

いずれの図書館等においても、ボランティアにより録音図書の製作が行われている状況がその問題の一つであるが、その中で、公共図書館について、2005（平成17）年4月4日に、日本図書館協会から「公共図書館の障害者サービスにおける資料の変換に係わる図書館協力者導入のためのガイドライン」[注8]が示された。すなわち、録音図書の製作は無償ボランティアから図書館協力者へ移行していくべきであるという方向性が示された。

ここで、「無償ボランティア」と「図書館協力者」について、「無償ボランティア」は原則無報酬であるが、活動に対する交通費程度の支払いは経費として社会通念上認められているのに対して、「図書館協力者」は、資料製作には高度の専門技術を必要とし、また本来は図書館が行わなければならない業務の代行者であるため、その活動に対しそれ相応の対価を支払わなければならないという点で互いに相違する。

録音図書の製作は、音訳 [注9] をはじめ高度な専門技術を必要とし、製作に長時間を費やすのが常である。このような状況下で録音図書の製作を行っても、無償ボランティアという状況では報酬は支払われない。

上述の「ガイドライン」により、公共図書館は、図書館協力者に対してふさわしい対価の支払いをするととも

に、高度な変換技術の向上等を図るべきであるという録音図書製作に関する契約責任を負うことになるとともに、資料製作者は無償ボランティアから図書館協力者へ移行すべきという方向性が示されたものの、現在においても図書館協力者への移行が順調に行われているとはいえない。

立場を変え、公共図書館に勤務する職員にとっても、録音図書のサービスは、重荷である。このサービスは、一般に障害者サービス担当の職員の兼務とされているため、担当者は、通常業務の合間を掻い潜って無償のボランティアと製作に関する協議などを行っている状況がある。さらに、録音図書サービスの未導入の公共図書館では、24時間テレビのチャリティー募金〔注10〕からの寄付により本格的に当該サービスを導入しようと企画しても、録音図書の取り扱い方や録音図書の製作機材の使用方法等に不慣れなため、日本図書館協会等が開催する講習を受ける必要があるなど、図書館スタッフ側の十分な研修が行き届いていないことも当該サービスの普及を阻害する一因である。

2005（平成17）年の統計〔注11〕によると、全国の公共図書館（2953館、私立図書館含む）のうち、204館が録音図書の製作を行っているが、総公共図書館数の6.9%にすぎない。そのうち、専任職員を置いている館は、88館151人である。1998（平成10）年の統計に比べ、録音図書製作を行っている館は162館から204館へと増加したものの、専任職員数は1998（平成10）年の93館182人から88館151人へと減少している（表参照）。

表 障害者サービス実施館の推移（日図協調査）

調査年	対面朗読	自宅配本	郵送貸出	録音製作	専任職員（館/人）
1976	10	25	34	24	9/16
1981	85	88	165	102	41/58
1989	133	178	393	140	39/63
1998	487	421	587	162	93/182
2005	—	—	—	204	88/151

（単位：館）

3.1.2 学校教育と学校図書館

学校図書館における録音図書サービスは、その経緯からして公共図書館とほぼ同じと考えてよいが、2008（平成20）年6月18日に成立した「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（平成20年法律81号、平成20年6月18日制定、同年9月17日施行）（以下単に「教科書バリアフリー法」という。）〔注12〕を境として、若干公共図書館と異なる

様相を見せ始めた。この教科書バリアフリー法は、視覚障害などが原因で、学校で使用されている通常の教科書の使用が難しい生徒のために、教科書出版社に対して、「文部科学省へのデジタルデータの提供」と「文部科学省が定める標準規格に基づく拡大教科書の発行の努力義務」が法定化されたものである。

これまで、ボランティア団体などが、障害のある生徒に合わせた教科書を製作するためには、通常の教科書を手作業でOCR読み取りするか手入力でテキスト入力して、地域や学校ごとに特別な教科書（例えば弱視の生徒向けの拡大教科書、読み書き障害のある生徒のための録音図書）を製作していた。この作業には、多大な労力と費用がかかるため、障害のある生徒が使用できる教科書が数量ともに非常に少ない、という状況があった。拡大教科書についても数社から発行されていたが、種類は少なく内容的にも貧弱なものであった。

この教科書バリアフリー法により、拡大教科書や点字教科書については、その製作は以前に比べ容易になった。2009（平成21）年4月からは、ボランティアが製作しなくても、教科書出版社から直接発行され、また、OCR読み取りなどを行わなくても、出版社から提供されるデジタルデータをボランティア団体などの元に届けることが可能となった。

さらに、2009年改正法により、視覚障害者だけでなく発達障害などのある児童・生徒も録音図書の対象者（利用者）となり、教科用図書の文字や図形や絵について必要な方式に複製ができるようになった。

3.2 利用者

前記したとおり、現在わが国には、全国で視覚障害者が31万人、視覚障害児が4千9百人いるといわれている。また、録音図書の総数は、2005（平成17）年現在約75万点といわれているが、視覚障害者であっても、録音図書サービスの存在そのものを知らない者も多い。また、前記したように、点字・公共図書館等の職員の間でも、本業ではない片手間仕事と考えられる傾向があり、録音図書に対する意識が低いことも指摘されている。〔注13〕

一方、再生機器やパソコン上で動作するソフトウェアの開発・発売により、録音図書そのものの利便性が増し、利用者は視覚障害者に留まらず、高齢者、発達障害者などへも広がりつつあり、その要望も多様化してきている。

特に、2001（平成13）年以降になってマルチメディアデイジー図書が広がり始め、その図書を利用する者が学

習障害者, 知的障害者, 精神障害者等へ拡大すると, ①文字情報を的確に読むことが困難な知的障害者や学習障害者についても, 分かりやすい表現に要約するという形に作り変えることを可能にするべきである, ②学習障害者や上肢障害, 高齢, 発達障害等により文章を読むことに困難を有する者の読書支援を目的として, 図書をデジタル化し提供する活動が行われているが, このような活動についても 37条3項の適用対象とすべきである, などサービスを受ける側に関する要望が多く聞かれるようになった。

わが国は, 公共図書館や社会福祉協議会ボランティアが活躍する現場で, デイジー録音図書への転換が各国より大幅に遅れている。この学習障害者にデイジー録音図書を活用する取り組みも遅れているのが現状である。

一方, 欧米では国の統一した方針の下で, デイジー録音図書が普及してきており, さらに, 北欧や米国では, デイジー録音図書は, 視覚障害者だけでなく学習障害者などの教育や情報入手へも活用されている。

米国の専門書録音図書サービスをしている機関によれば, 利用者の7割が学習障害者であり, 3割が視覚障害者だといわれている。

4. 37条改正の経緯

4.1 2000年改正法

録音図書に関する法律には, 障害者基本法など障害者関係の法律, 図書館法など図書館関係の法律のほか知的財産法に係る著作権法等がある。本稿では, 録音図書を製作・提供する上での中心的な法的存在である著作権法の変遷について述べる。

著作権法は, 著作権のある著作物については, 著作権者に無許諾で, 複製, 翻案等を行うことができない旨の規定をしている。その例外規定として, 33条の2(教科書用拡大図書等への作成のための複製等), 37条(点字による複製等), 43条(翻訳, 翻案等による利用)等が設けられている。

1970(昭和45)年5月6日に新著作権法(昭和45年法律48号, 昭和46年1月1日施行)が施行され, 旧著作権法の法内容が大幅に改正された。その時の37条の規定は, 次のとおりである。

「(点字による複製等)

第37条 公表された著作物は, 盲人用の点字により複製することができる。

2 点字図書館その他の盲人の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては, もつぱら盲人向け

の貸出しの用に供するために, 公表された著作物を録音することができる。」

すなわち録音図書サービスの対象者は, 視覚障害者(盲人)であり, 著作権者の許諾を必要としない録音図書の製作は, もつぱら点字図書館等に限定されていた。そこで, 関係者から, 録音図書の製作について, 視聴覚障害者情報提供施設(点字図書館)だけでなく, 公共図書館や教育機関等においても, 著作権者の許諾を得ることなく, 録音図書を製作できるようにすべきであるという要望が強く出されるようになった。

そこで, 2000(平成12)年に著作権法の改正(平成13年1月1日施行)が行われた。しかし, 本改正は, 点訳に関するものであって, 録音図書に関するものではない。すなわち, 資料製作者が著作権者の許諾がなくとも自由に行うことができる行為として, これまでの点訳に加えて, コンピュータへのデータの蓄積と, 視覚障害者へのネットワークを通じた点字データの提供が認められたというものである。録音図書については, 該当項である2項が3項に繰り下がっただけで, 内容的な改正はなされておらず, 期待はずれの結果に終わった。

4.2 2006年改正法

2006年改正法[注14]により, 37条3項の規定が改正され, 2007(平成19)年7月から施行された。

改正された37条3項は, 以下のとおりである。
「37条3項 点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては, 公表された著作物について, 専ら視覚障害者向けの貸出しの用若しくは自動公衆送信(送信可能化を含む。以下この項において同じ。)の用に供するために録音し, 又は専ら視覚障害者の用に供するために, その録音物を用いて自動公衆送信を行うことができる。」

本改正法では, 2000年改正法の37条3項の条文における「盲人」を「視覚障害者」とし, 「公表された著作物においては」「若しくは自動公衆送信(送信可能化を含む。以下この項において同じ。)の用に供するために録音し, 又は専ら視覚障害者の用に供するために, その録音物を用いて自動公衆送信を行うことができる。」の文言を加入したものである。

すなわち本改正法により, 点字図書館などの視聴覚情報提供施設において自動公衆送信が認められ, 録音図書等のインターネット配信ができるようになったが, 依然として, 点字図書館などの視聴覚情報提供施設以外の公共図書館等では, 録音図書の製作・提供に著作権の権利制限の規定が適用されないため, 著作権者の許諾が必要

な状況に変わりはなかった。

本改正法は、2005（平成17）年1月に取りまとめられた文化審議会著作権分科会の「著作権法に関する今後の検討課題〔注15〕」と題する報告書の中で、「(2) 権利制限の見直しの②」として、「図書館関係、学校教育関係及び福祉関係の権利制限の拡大に関して検討するとともに、これらの権利制限規定により認められる利用の範囲の明確化についても検討する」旨の事案が取り上げられ、それ以降、法制問題小委員会の場で権利制限が検討されることになったものである。

そして、2006（平成18）年1月の「文化審議会著作権分科会報告書」〔注16〕の中で、障害者福祉関係の権利制限に関する検討結果が提示された。すなわち、「視覚障害者情報提供施設等において、専ら視覚障害者に対し、公表された録音図書の公衆送信をできるようにすることは、情報通信技術のもたらす利益を社会的弱者に広く及ぼすという意味で、極めて大きな公益的価値を有すると認められるため、本件要望の趣旨に沿って権利制限を行うことが適当であると考えられること、ただし、その場合、対象者が専ら視覚障害者に限定されることや目的外利用を防ぐこと等を条件にすることとし、権利者の利益を害しないような配慮が必要である」とされた。これらの提言が実現されたのは、2009年改正法においてである。

4.3 2009年改正法

2009（平成21）年1月の文化審議会著作権分科会報告書〔注17〕の中で、「①37条3項の複製を行う主体の拡大については、利用者の確認等が整えられ、視覚障害者の福祉等に携わる施設と同等の取組が可能と認められる公共施設については、37条3項の規定に基づく複製主体として含めていくことが適当と考えられること、また、②37条3項の対象者の範囲の拡大については、今回の権利制限は、録音物がなければ、健常者と同様に著作物を享受できない者への対応という観点から検討が必要とされているものでありその必要性は、理念的には視覚障害者に限られるものではないと考えられることから、障害等により著作物の利用が困難な者について、可能な限り権利制限の対象に加えることが適切である」旨の報告がなされた。

この報告を踏まえ、2009年改正法（平成22年1月1日施行）において、37条3項の規定が以下のとおり改正された。

「3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下この項及び第102条第4項において「視覚

障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第4項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。」

この2009年法改正における37条3項の規定の主な改正点は以下の4点である。

① 視覚障害者以外の文字を読むことに障害のある知的障害者・精神障害者・学習障害者・肢体障害者・寝たきりなども対象となる。

これまで37条は視覚障害者のみを対象としていたが、今回の改正により文字を読むことに障害のある知的障害者・精神障害者・学習障害者・肢体障害者・寝たきりなどのすべての障害者に対し、権利制限規定の適用が拡大される。

② 福祉に関する事業を行っている国立国会図書館や公共図書館・私立図書館も対象となる。

著作権法施行令2条で定められている点字図書館その他の視聴覚情報提供施設以外の国立国会図書館や公共図書館・私立図書館についても権利制限規定の適用が拡大したものである。ただし、条件として「福祉に関する事業」と指定されている。

③ 録音以外の必要に応じた方式での拡大写本やマルチメディアデジタイズ図書等への変換が可能となる。

前記した通り、これまで43条の規定は、録音図書へ適用されなかったが、今回の43条2号の改正（翻訳、本案等による利用の37条への拡大適用）により、録音以外にもマルチメディアデジタイズ図書等への変換が可能となる。

④ インターネット配信が可能となる。

これまで点字図書館などの視聴覚情報提供施設では、自動公衆送信が認められ、点字データや録音図書につい

てはインターネット配信をすることができた。今回の改正により、対象が視覚による表現の認識に障害のある者に拡大し、公共図書館を含め場所を問わず、必要な形式に変換してインターネット配信を行うことが可能となる。

ただし、すでに著作権者の許諾を得て公衆に提示されている録音図書は、権利処理済みであるから、今回の改正の範囲からは除外されている。

4.4 「障害者の権利条約」の影響

障害者団体等による改正の要望は、以前から施設面に關して行われてきた。しかしマルチメディアデージー図書が開発されたことによる対象者（利用者）の拡大により、対象者（利用者）に関する要望が出されるようになった。

この要望は、文化審議会著作権分科会の「著作権法に関する今後の検討課題」として取り上げられ、法制問題小委員会の場で法改正を検討する要因となった。

また、2006（平成18）年12月に採択された「障害者の権利に関する条約」に2007（平成19）年9月28日に日本が署名したことも、今回（2009年改正法）の37条改正の背景でもある。

障害者の権利に関する条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とするものである。ここで、障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものも含まれる。

本条約の30条3項は、締約国の義務として、知的財産法によっても障害者に対しても文化的作品を享受する機会を平等に与えるべきである旨が規定されている。

わが国も著作権法改正による権利制限の規定について、国際条約との調整を図る必要があり、2010（平成22）年1月に施行された2009年改正法に結びつくことになったものともいえる。

5. 考察

今回、録音図書について、その経緯を含め、問題点について検証を行ってきた。

日進月歩する技術の進歩により録音図書に用いられる記録媒体は、音声のみのアナログから音声＋テキスト＋画像からなるデジタルへと変化を遂げてきた。それに伴

い、対象者（利用者）も視覚障害者から発達障害者や学習障害者など他の障害者に拡大してきたことが明らかとなった。

以下、録音図書サービスの抱える今後の課題点について考察する。

5.1 記録媒体と再生機器

現在、録音図書の記録媒体は、録音テープ、CDによるものが主である。それぞれテープ図書、朗読CD、CDによる音声デージー図書・マルチメディアデージー図書が、並行して提供されている。

これまで国内では、主として国産のカセットテープによるテープ図書の製作がなされてきていることもあり、テープ図書自体の品質も良好であった。しかし、近年、国内でカセットテープがほとんど生産されなくなったにも関わらず、依然としてテープによる記録媒体を使用した録音図書が製作されているため、海外で生産された粗悪品が国内に輸入されるようになり、製作されたテープ図書の品質の低下の問題が発生するようになった。

この問題の解決を図るには、当然のことであるが、テープ図書の製作を止めると同時に、記録媒体をCD等の電子媒体へ転換することである。さらに、デジタル記録された音声デージー図書・マルチメディアデージー図書等の録音図書の製作にシフトすべきである。デジタルデータは、複製・再生、アーカイブ化・管理が容易であるなど、様々な利点を有している。

そこで、新規な録音図書製作については、デジタルデータ化を推進するとともに、これまでに蓄積されたテープ図書について、早急にデジタルデータ化を行い、音声デージー図書やマルチメディアデージー図書に転換していく必要がある。これにより、利便性が高く、しかも品質の安定した録音図書を得ることができる。

前記したように、わが国は、デージー図書のスタート時点は同時であったが、この分野において、欧米の先進国に大きく遅れをとっている。対策は急を要するものである。

また、同時に、録音図書の再生機器の普及を図る必要がある。公共図書館等では、テープ図書の利用者に音声デージー図書の再生機器のデモンストレーションを行ったり、マルチメディアデージー図書を紹介しているところもある。[注18]

しかし、市販のプレーヤーで再生できるテープ図書や朗読CDによる録音図書とは異なり、音声デージー図書やマルチメディアデージー図書は専用のデジタル再生機器が必要である。パソコンで使用する場合には、専用の再

生ソフトを必要とする。再生ソフトはインターネット上からダウンロード可能であるが、有料であり、利用者は一定の金銭的な負担（1万1千円程度）が必要である。

また、専用の再生機器や再生ソフトの価格が低下してきたとはいえ、生活面で困難な視覚障害者等も多数おり、すべての視覚障害者等が購入できるとは限らない。再生機器・ソフト製作メーカーの企業努力によるところもあるが、それにも限界があり、国や地方公共団体による政策的なサポートが求められる。現在でも、市町村により、福祉機器購入費助成金や補助金が拠出されているところもあるが、規模的にわずかである。

また、録音図書は、録音図書製作会社から個人的に購入することも可能であるが、費用面からして、利用は少数に限られ、大多数の視覚障害者等は公共図書館等の貸出サービスに依存しているのが現状である。

そうすると、公共図書館等は、テープ図書のデジタイズ図書への転換やデジタイズによる蔵書の充実を図るとともに、録音図書とともに再生機器の無料貸出しを行うなど、制度的な改善を積極的に行うべきであるといえる。

5.2 資料製作者

サービスを提供する側である資料製作者について、その制度上の改善が見られないことを前記3.1において指摘した。その理由は、依然としてボランティアに依存しているため、①賃金・謝金を支払っているところがある一方で、交通費のみを支払っているところがあるなど体制が一歩化しておらず、雇用形態を含め制度上の問題点があること、②録音図書における音訳が、一般にいう「読み聞かせや本読みのように文章を読むこと」ではなく一定の基準に則った障害者専用のものであり、技術的に難解なものであること、③そのため専門技術を有する製作者の養成が困難であること、④録音図書に対する社会的認知度が低いこと、などによるところが大きい。

このような資料製作者についての重大な問題点を解決するためには、今後録音図書の製作者を図書館協力者やボランティアに依存するのではなく、常勤職員として、雇用形態を制度的に確立し、プロとして活躍できる場を提供することが求められる。さらに製作基準（ガイドライン）を見直し、録音図書の製作環境を整えることが必要である。

また、公共図書館等の公共施設においても、講習会の開催など関係者による積極的な啓蒙活動を行うことが求められる。それらの活動を通して、録音図書の社会的な認知度が高まり、制度的、技術的な進歩が図られるものといえる。

5.3 利用者

録音図書の利用者の拡大は、技術の進歩による利便性、機器の拡充や啓蒙活動によるところが大きく、利用者の拡大は事業の活性化をもたらすことになり、今後大いに期待されるところである。

録音図書の利用が視覚障害者から他の障害者に拡大したのは、一つには、図書館等の啓蒙活動による成果もあるが、音声にテキストや画像を同期させるマルチメディア化が進み、利用者は音声を聞きながら画面上で反転している音声に該当するテキストを読み、同時に画像を見ることができるというマルチメディアデジタイズ図書等の録音図書の利便性の向上、再生機器等の進歩等によるところが大きい。

確かに、マルチメディアデジタイズ図書は、録音図書利用の対象者（利用者）の拡大をもたらしている。利用者は、視覚障害者のみならず、学習障害者、知的障害者、精神障害者にも拡大している。

その中でも注目されているのが、学習障害の一つであるディスレクシア [注19] の利用に関するものである。マルチメディアデジタイズ図書は、ディスレクシアなど障害のある児童・生徒に図書を読む機会を与えることになり、主に学校において、マルチメディアデジタイズ図書を活用した指導を行うと学習効果が高いという報告が複数なされている。[注20]

今後、録音図書の利用者は視覚障害者、学習障害者、高齢者のみならず、さらに一般の健常者にも拡大することが望まれる。視覚障害者等に限らず一般の利用者が、公共図書館等の図書の貸出しと同じように、録音図書サービスを享受できる体制の構築が期待されるところである。

5.4 図書館等

5.4.1 点字・公共図書館等

2009年改正法以前であっても、点字図書館・障害者福祉施設等では、著作権者に無許諾で録音図書の製作を行うことができたが、同法により公共図書館においても、録音図書の製作を著作権者の許諾を得ることなく行うことが可能となった。これは、音声デジタイズ図書やマルチメディアデジタイズ図書、布の絵本やさわる絵本の立体化についても自由に製作可能である点で大きな進展である。全国に私立図書館を含めて3126館（2008年）ある公共図書館が録音図書を製作し利用者に提供可能となったこと、利用者が視覚障害者のほかディスレクシアを含む発達障害者や学習障害者など他の障害者、高齢者等に拡大したことなどが特徴である。

今後、点字・公共図書館等の録音図書貸出サービスとして、従来型のテープ図書、CD等の電子記録媒体による図書の貸出サービスのほか、現在でも一部で行われている録音図書のデジタルデータの貸出しや提供を行うサービスの推進が求められる。例えば、このサービスにより、利用者は、図書館から、CFカードやUSBフラッシュメモリなどの携帯電子記録媒体に希望する録音図書データをダウンロードし、自宅等に持ち帰って再生することができる。

ただし、実現には、前記したとおり家庭内で容易に再生可能なソフトウェアと電子機器が安価に供給されることが前提であるとともに、後述するような著作権法の課題を解決する必要がある。

また、インターネットが普及した現在、利用者の利便性の向上のため、録音図書を電子メディアとしてweb上に掲載し、そこからストリーミング配信や録音図書データをダウンロードができるサービス(オンラインサービス)の本格実施を検討すべきである。

現在、2000(平成12)年より視覚障害者を対象とする「ないーぶネット(<https://www.naiiv.gr.jp/>)」(全国視覚障害者情報提供施設協会(略称:全視情協)が運営する視覚障害者情報ネットワーク)が開設され、点字データのダウンロードサービスが行われている。また、2009(平成21)年2月より、やはり視覚障害者向けのサービスである「びぶろおネット(点字図書・録音図書ネットワーク配信サービス)」

(<http://www.nittento.or.jp/ROKUON/haisin.htm>) が開設され、専用ソフト(ネットプレクストーク)を購入することによって、パソコンでダウンロードできるようになった。

2010(平成22)年4月からは、この2つが統合し、情報総合ネットワーク「サピエ図書館」

(<https://library.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1MN1?S00101=S00MNU01>)として発足し、デジター図書のダウンロードサービス、ストリーミング視聴が可能となった。この視聴のためのアプリケーションソフトは、シナノケンシの「ネットプレクストーク」(シナノケンシ社)(新規購入1万1千円)か「マイブック」(高知システム開発)(3万8千円)である。また、著作権フリーのサイトとして、「青空文庫」のオンラインサービスが利用できるが、その利用可能な録音図書は僅かである。

このように徐々に進展はみられるものの、当面サピエ図書館で利用可能な録音図書は、1千件にすぎない。

今後の課題として、録音図書の蔵書数を増やすとともに、行政の強力な補助と関係者の努力が必要である。

このようなオンラインサービスは、国会図書館をはじめ全国の公共図書館等で導入し、本格実施することが期待される。そのためには、国立国会図書館等が核となり、全国の公共図書館等をネットワークで結びシステム構築を図るのも一案である。予算的な措置をはじめ様々なシステム的な問題が、システム立上げ後は、その運用の問題等があるが、サービスを受ける利用者側にとってその利便性は図り知れないものがあることを考慮し、早急に検討する必要がある。

また、前記したネットワークシステムと関連するが、現在、点字・公共図書館は、録音図書の蔵書の有無にかかわらず、一部で図書館間貸借が行われているものの、互いに連携がとられていない。国立国会図書館のように全国の公共図書館に対して、貸出サービスを行っているところもあるが、例外である。インターネット時代においては、全国の図書館は、互いに録音図書のデータベースの共有化を急ぐべきである。それにより、わが国における録音図書等の蔵書数を詳しく把握することができる。さらに、録音図書のデジタルアーカイブ化とデータベース(蔵書検索システム)等の構築により、点字・公共図書館と利用者等にとっても利便性のよい全国規模のネットワークが構築できるであろう。今後、積極的に推進すべき事項である。

なお、録音図書製作メーカーの作品を購入するのも一策である。製作メーカーには、(株)音訳サービス・J、横浜録音図書、(有)オフィス・コア、(財)日本障害者リハビリテーション協会などがあるが、国・地方公共団体の介入・補助政策により、図書館がそれらの図書を積極的に購入できるようにすべきである。

5.4.2 学校教育と学校図書館

学校図書館における問題点は、公共図書館とほぼ同様である。ただし、学校図書館においては、2008年法改正を受けて2009年(平成21)年4月より一部の教科書会社によるテキストデータのダウンロードサービスが行われており、今後家庭内、学校図書館、盲学校をはじめ、すべての学校等で、利用できるようになることが特筆できる。

これにより、ディスレクシアを含む発達障害者や学習障害者など他の障害者がますます利用しやすくなるものと考えられる。

さらに、学校において、デジター図書を用いた授業や活動を行うことにより、録音図書の利用や認知度の拡大が期待できる。また、教育に携わる教師等の学校関係者

は、デジター図書の取り扱いに不慣れであるという現状を打開するために、体験活動や研修を通じて周知する必要がある。

さらに、公共図書館等との共通データベースの構築等を図ることも有益である。そのためには、行政が積極的に指導的な役割を果たす必要があろう。

5.5 法制度上の問題点

公共図書館においては、前記したように、2006年改正法の下では、37条3項の規定により著作権者等に無許諾で録音図書の製作や提供を行うことはできなかった。また、同改正法により点字図書館などの視聴覚情報提供施設では自動公衆送信権が認められたが、公共図書館では認められていなかった。

さらに、学校図書館では、2008（平成20）年6月までは公共図書館と同様の状態にあったが、2008（平成20）年の改正により、学校の教師や学校の業務に携わる者について、教科書の録音図書製作が可能となった。

公共図書館での録音図書サービスについて、2006年改正法の下では、37条3項の規定により、著作者に無許諾で録音図書の製作・提供などができなかったことにもサービスが進展しない阻害要因がある。43条の「翻訳、翻案等による権利」の規定は、録音図書（37条3項）には適用されない。また、21条の規定により著作者は著作物を複製する権利を専有しているため、37条3項の規定が改正されない限り許諾を得ずに自由に製作したり提供したりすることはできない状況にあった。

今回の2009年改正法により、これまで、公共図書館では、公表された視覚著作物（視覚によりその表現が認識される方式により公衆に提供され、又は提示されているもの）について、著作権者から許諾を得て、音声デジター図書、マルチメディアデジター図書や布の絵本や立体絵本等の録音図書の製作・提供を行っていたが、本改正法により、著作権者に無許諾で製作・提供を自由に行うことが可能となった。

さらに、録音図書のインターネット配信や、視覚障害者以外の文字を読むことに障害のある知的障害者・精神障害者・学習障害者・肢体障害者・寝たきりなどへの提供も可能となった。

これらの法改正は、著作権における権利制限の範囲の拡大という点で評価できるものである。

また、今までの録音図書の製作の中心であった全国でわずか25館の点字図書館に、全国で3千を超す公共図書館等で著作権者の許諾を得ることなく録音図書の製作が可能となることは、製作数の増加という面で大いに期

待のできる場所である。

前記したとおり、CDによる録音図書製作のほか、DVD、ブルーレイ等の本格的導入をはじめ、CFカードやUSBフラッシュメモリなどのようなポータブルな電子記録媒体による録音図書の本格的な貸出サービスの登場が待たれるところであるが、法的問題がないわけではない。一度持ち出された電子データは、デジタルデータであるゆえに、劣化することなく、無限に複製することが可能である。37条3項の規定は録音図書の製作に関する規定であるが、電子データの複製は、30条（私的使用のための複製）の規定の適用となる。

したがって、私的複製の範囲内であるか否かが問題となるが、複製防止手段を装備していない電子データ、電子記録媒体は、無限の違法複製をもたらすことになる。

また、今回の2009年改正法により、視覚障害者等の利用に供するための視覚著作物の文字の音声化、複製・自動公衆送信（送信可能化を含む。）については、著作権者の許諾を得る必要がないため、例えば録音図書をweb上にアップロードした場合に、一般的には誰でも自由にアクセスすることができることになる。そうなると、電子記録媒体と同様、違法複製が蔓延することになる。

30条等による違法複製等に対する法規制はなされているものの、著作権侵害を立証するためには、裁判を提起しなくてはならないため、多数の侵害に対して個別に対応することは不可能であり、実効性は薄い。現実には、アクセス制限やダウンロード制限など、技術手段に頼ることが有効である。すなわち、ID、パスワード、DRMなどの著作権管理技術（複製防止手段）を用いることにより、管理を徹底する必要が生じることになる。

また、図書館等においては、利用者の登録やIDカードによる貸出しにより、一定の制限をかける必要がある。その他、現状の法制度においては、図書館の窓口において、視覚障害者と健常者の見分けの問題が存在するが、これは録音図書を利用する者に障害者手帳等を提示してもらおうという方法で解決可能である。また、障害者手帳を発行している地方自治体に協力を仰いで、録音図書を利用する人には、事前にIDやパスワードを渡して対応するといったことも考えられる。

なお、利用者が視覚障害者を含む障害者以外（37条3項適用者以外）の健常者にも拡大する場合には、会員制の導入や利用者に対する課金制も検討に値する事項である。

いずれにしても、著作権者の権利を守るという著作権法の規定の遵守を基本として、必要な対策を立てた上

で、視覚障害者等の障害者以外の一般の録音図書利用希望者に対しても、積極的に録音図書の利用ができるように著作権法の制限を解除し、一般に開放することが求められる。

6. まとめ

このように、録音図書はさまざまな問題点を有するのが現状である。記録媒体等の技術面の進歩により、対象者層の増加、さらにはそれらに伴う施設面の問題点が浮き彫りになった。

今後の問題解決の方向として、著作権法改正等による法的解決、施設の拡充、製作者の育成等による政策的な解決策の構築などが想定される。

今回の37条の改正により、録音図書の製作・提供を行う図書館等は増加するものと予想される。しかし、現状では、図書館における録音図書の製作者不足が深刻なため、提供できるタイトル数は限られている。また、録音図書の製作数の増加が図られたとしても、一定の基準があるものの品質に問題のある録音図書が提供されてしまうという危険性があり、ガイドライン等で提供できるレベル等を定めていく必要がある。

視覚障害者等は、総数約31万人であり、わが国の人口の2.5%にすぎない。やはり現状では、録音図書の問題はマイノリティの問題である。それを打破するためには、録音図書の製作・利用を障害者等に限定するのではなく、広く一般に開放することで、大きなニーズが期待できるものと考えられる。それには、単なる著作権法の改正のみならず、政策面、技術面等の向上が不可欠である。

前にも述べたように、今回の法改正で録音図書サービスの問題が解決したわけではない。今後も製作や提供を含む録音図書のサービスの更なる充実と国民を巻き込んだ社会制度、法制度等の拡充を目標として、関係者の真摯な努力が問われている。

参考文献・参考サイト

- [1] DAISY 研究センター編. DAISYってなんだろう？ (財)日本障害者リハビリテーション協会, 2003 [CD-ROM 版マルチメディア DAISY].
- [2] G. Reid Lyon, Sally E. Shaywitz and Bennett A. Shaywitz. A definition of dyslexia. *Annals of Dyslexia*. 2003, vol.53, no.1, p.1-14.
- [3] Lindholm Jan, DAISY デジタル録音図書システム (特集 視覚障害者用デジタル録音システム DAISY の開発). 視覚障害. 1997, no.150, p.7-13.
- [4] 井倉法久, 力宗幸男, Flash マルチメディア録音図書作成システム. 電気学会研究会資料. 2007, vol.27, p.77-82.
- [5] 梅田ひろみ, 著作権法改正を活かして, 今こそみんなの図書館に. みんなの図書館. 2010, no.395, p.2-8.
- [6] 加藤醇子. "IDAにおける2003年の定義について". 第4回発達性ディスレクシア研究会, 2004.
- [7] 坂田美沙都, 森田信一, デジタル録音図書による読書困難者支援の現状. 富山大学教育学部研究論集. 2002, no.5, p.67-76.
- [8] 田中章治. 公共図書館の障害者サービスにおける資料の変換に係わる図書館協力者導入のためのガイドライン—図書館と点訳者・音訳者・対面朗読者・ボランティア等との関係 (特集 図書館とボランティア—図書館をより豊かに). 図書館雑誌. 2003, vol.97, no.11, p.781-783.
- [9] (財)日本障害者リハビリテーション協会情報センター編. 平成19年度 DAISY を中心としたディスレクシアキャンペーン事業 シンポジウム「DAISY を中心としたディスレクシアへの教育的支援」報告書. 2008, 144p.
- [10] (財)日本障害者リハビリテーション協会情報センター編. 国際セミナー「DAISY による教科書づくりを考える」—欧米から学ぶ—報告書. 2009, 89p.
- [11] 日本図書館協会障害者サービス委員会編. 障害者サービス. 補訂版, 日本図書館協会, 2003, 316p., (図書館員選書12).
- [12] 日本図書館協会障害者サービス委員会編. 障害者サービスの今をみる 2005年障害者サービス全国実態調査 (一次) 報告書. 2006, 70p.
- [13] 日本点字図書館50年史編集委員会編. 日本点字図書館50年史. 日本点字図書館, 1994, 347p.
- [14] 平成20年度第94回全国図書館大会兵庫大会実行委員会事務局編. 平成20年度第94回全国図書館大会兵庫大会記録. 2009, 210p.
- [15] 松井進, 発達障害者や学習障害者にも資料を届ける—活字による読書の困難な人々への新たな図書館サービスの可能性について (特集: みんなに本を一読書に障害のある子どもたちへ). みんなの図書館. 2009, no.383, p.10-15.
- [16] 水内豊和, 小林真, 森田信一, マルチメディア DAISY を用いたLD児の学習支援—文章理解に困難

のある中学生の事例検討一. 富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要 教育実践研究. 2007, no.2, p.23-27.

- [17] 文部科学省科学技術政策研究所科学技術動向研究センター. 読み書きのみの学習困難 (ディスレキシア) への対応策. 科学技術動向. 2004, No.45, p.13-25.
- [18] DAISY Consortium. “DAISY: Digital Accessible Information System (DAISY) Consortium”. DAISY Consortium. <http://www.daisy.org/>, (accessed 2010-06-10).
- [19] (財) 日本リハビリテーション協会編. “エンジョイ・デージー 私らしい方法で読む, わかる!”. ENJOY DAISY. <http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/index.html>, (参照 2010-06-10).
- [20] 社会福祉法人 島根ライトハウス編. “ライトハウスライブラリー/点字や音声図書の貸出”. 視覚障害者情報提供施設 ライトハウスライブラリー. <http://www.lighthouse-lib.jp/kasidasi/kasidasi.html>, (参照 2010-06-10).

注

- [注1] 2008 (平成 20) 年 3 月 24 日に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課から発行された平成 18 年身体障害児・者実態調査結果 (<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001017254> (参照 2010-06-10).) による。
- [注2] 昭和 15 年 (1940 年) 11 月 10 日, 本間一夫によって創立され, 全国の視覚障害者を対象に点字・録音図書や雑誌の製作貸出, 図書情報の提供, 中途視覚障害者のための点字教室, パソコン教室の開講, 盲人用具の開発と販売, 点字図書の出版, 触図の製作などの事業を行っている施設である。参考文献 [13] p.1-14 参照。
- [注3] 録音図書とは, 「文字で書かれた図書をカセットテープによるアナログ形式, またはデージーなどによるデジタル形式で録音した図書」のことである。(最新図書館用語大辞典, 柏書房, 2004)
- [注4] Digital Accessible Information System の略で「アクセシブルな情報システム」という意味である。音声資料, あるいは音声・テキスト・画像などを組み合わせたマルチメディア資料の国際標準規格の名称。1 枚の CD に録音できる時間は, MP3 を使い音質を 64kbps で録音した場合約 20 時間, 24kbps では

約 60 時間の録音が可能。DAISY 録音された CD は, 一般の CD プレイヤーでは再生できない。専用の再生機またはパソコン用の再生ソフトが必要となる。<http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/about/index.html>, <http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/about/beginning.html> を参照。(参照 2010-06-10).

また, デイジーコンソーシアムとは, アナログ録音図書からデジタル録音図書への世界的な移行において指導的な役割を果たすことを目的として, 録音図書館を中心に設立された機関。デジタル録音図書の普及を積極的に促進し, 印刷物を読めない障害のある人々が公表されるすべての情報に障害を持たない人と同時に余計な費用を負担することなくアクセスできる豊富な機能を備えたナビゲーション可能なフォーマットで利用できるようにすることを目的としている。参考文献 [18] 参照。

- [注5] マルチメディアデージー図書とは, 音声と見出しだけでなくフルテキストと画像といった機能がシンクロしている図書のことである。利用者は再生ソフトをインストールした上で, 音声を聞きながら画面上で反転している音声に該当するテキストを読み, 同時に画像を見ることができる。<http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/about/index.html>, <http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/about/beginning.html> を参照。(参照 2010-06-10).
- [注6] 出典; DAISY 研究センター編, DAISY ってなんだろう? (財) 日本障害者リハビリテーション協会, 2003 [CD-ROM 版マルチメディア DAISY].
- [注7] テキスト DAISY 図書とは, Word やメモ帳等に文字のみを入力して専用ソフトで再生する媒体。音訳するのとは違い, 打ち込んだ文字を読み上げてくれるため, 簡単に作成することができる。
- [注8] 「公共図書館の障害者サービスにおける資料の変換に係わる図書館協力者導入のためのガイドライン」は, 公共図書館の障害者サービスを支えている職員, 対面朗読, 点訳, 音訳等のメディア変換を行う図書館協力者等について, そのあり方を明確にすることを目的に制定された。無償ボランティアと図書館協力者の定義については次のように記載されている。無償ボランティアとは, 「自己実現のために個人またはグループでの自主的活動として, 社会や個人に貢献しようと活動している者」のことである。また図書館協力者とは, 図書館からの指示により, 点訳・音訳・拡大写本・ビデオソフトへの字幕・手話挿入等の資料のメディア変換 (製作) を行う

「資料製作者」と対面朗読の説明を入れる対面朗読者を合わせた者を指す。参考文献 [8] p.38-50 参照。

[注9] 音訳とは「視覚障害者などのために、文字情報を音声に変換すること」である。

[注10] 1978 (昭和 53) 年に日本テレビが、「愛は地球を救う」をキャッチフレーズとする各地のチャリティーキャンペーン活動を行う番組として誕生した。「24時間テレビチャリティー委員会」を組織し、社会福祉法73条及び同施行規則14条・15条 [3] に基づき、厚生労働大臣の許可を得て募金活動・慈善活動・資金配分などを行っている。

[注11] 前田章夫 (日本図書館協会・障害者サービス委員会)、国立国会図書館・障害者サービス担当職員向け講座レジュメ、2009.12.08

[注12] 教科書バリアフリー法による33条の2の規定の主な改正内容は以下の通りである。

「(教科用拡大図書等の作成のための複製等)

33条の2 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2項 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物(点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。)を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、前条2項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3項 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4項 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成20年法律81号)5条1項又は2項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録(同法2条5項に規定する電磁的記録をいう。)の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。」

また、国会の衆議院文部科学委員会による「障害の

ある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案に対する附帯決議」が同年6月10日に成立し、特別支援学校や特別支援学級だけでなくすべての学校に通う児童・生徒が教科用特定図書(マルチメディアデイジー版教科書等)を利用できるようになった。

[注13] 前田章夫(日本図書館協会・障害者サービス委員会)、国立国会図書館・障害者サービス担当職員向け講座レジュメ、2009.12.08

[注14] 「点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、公表された著作物について、専ら視覚障害者向けの貸出しの用若しくは自動公衆送信(送信可能化を含む。以下この項において同じ)の用に供するために録音し、又は専ら視覚障害者の用に供するために、その録音物を用いて自動公衆送信を行うことができる」と改正(37条3項)された。

[注15] “著作権法に関する今後の検討課題”。文化庁。
http://www.bunka.go.jp/laramasi/pdf/37soukai_siryou5-1.pdf (参照2010-06-10)。

[注16] 文部科学省編。“文化審議会著作権分科会報告書平成18年1月”。文部科学省。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/06012705/001.pdf (参照2010-06-10)。

[注17] “文化審議会 著作権分科会報告書 平成21年1月”。文化庁。
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/shingi_hokokusho_2101.pdf (参照2010-06-10)。

[注18] 少しでも録音図書の最新機器に触れてもらい、テープ図書から音声デイジーへの移行を図るために、音声デイジーの再生機器をお試しという形で貸し出したり、利用者を実際に事務室に招いて、目の前でデモンストレーションを行ったり、体験させたりといったことを行っている。参考文献 [11] p.157-165 参照。

[注19] ディスレクシアとは、「神経生物学的原因による特異的な学習障害である。単語認識の正確さと流暢さの一方或は両方の困難、綴りとデコーディング(文字記号の音声化)の達成度の低さによって特徴付けられる。これらの障害を引き起こす典型的要因は、通常他の認知能力や有効な教授内容から期待される水準と格差のある、言語の音韻要素に関する欠陥である。二次的に、読解の問題や読書行為の減少を引き起こし、語彙や基礎知識の拡充を妨げる可能性がある」と定義されている。参考文献 [6] p.1-8

参照。

また，ディスレクシアは，「読字力の発達の顕著な特異的障害を主徴候とする。単に精神年齢，視覚障害の程度，或は不適切な学校教育によって説明され得ない。読みの理解，読みによる単語認知，文字の読み上げ，及び読みを必要とする課題処理，などのいずれも障害される可能性がある。綴りの困難が伴うことも多く，読字がかなり改善した後でさえ，青年期に入っても持続する事が多い」と定義されている。参考文献 [17] p.13-25 参照。

[注20] 小学校や中学校の教科書をマルチメディアデ
ィー図書に変換してディスレクシアに利用させてみ

たところ，「教科書を読むことが苦ではなくなり，授業を受けるのが楽しくなった」という事例があった（参考文献 [10] p.11-18 参照）。

また，「今まで一冊の本を全部読み切ることができなかつたが読むことができた」「脳梗塞で倒れた後，リハビリでマルチメディアディーを利用したところ，言葉を取り戻すのに効果があった」とする事例が報告されている（参考文献 [14] p.111-116 参照）。

（平成 22 年 3 月 26 日受付）

（平成 22 年 7 月 5 日採録）